監 第 1031 号 平成29年1月27日

○○ ○○ 様

寝屋川市監査委員

坂入 冨士雄

佐井 英子

廣岡 芳樹

住民監査請求に係る監査結果について(通知)

平成28年12月20日付けで請求人から提出された、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件請求」という。)に係る監査結果を下記のとおり通知します。

記

# 第1 請求の受付

# I 請求の受理

本件請求は、平成28年12月20日に行われ、同日に受け付け、地方自治法第242条所定の要件のうち、請求期間に係る要件を除く要件についてはこれを具備しているものと認め、請求期間に係る要件については請求の内容の監査と併行して審査することとし、平成29年1月5日にこれを受理した。

# Ⅱ 請求の内容

請求人提出の職員措置請求書及び陳述によると、請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

#### 1 請求の要旨

北川法夫寝屋川市長は、A元寝屋川市議会議員(以下、議員の職にあるときも、ないときも併せて「A元議員」という。)が提出した政務活動費を充てることのできない経費に政務活動費を充てた内容の平成27年度(4月分)政務活動費収支報告書等を平成27年6月12日に容認し、事前に交付している政務活動費のうちから当該充てることのできない経費に相当する政務活動費の返還を求めなかった。これは、違法な公金の支出であり、寝屋川市の一般会計に当該充てることのできない経費に相当する金額の損失を与えている。

政務活動費は、地方自治法第100条第14項において議会における会派又は議員に対し交付すると規定され、同法に基づく寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例第2条において寝屋川市議会における会派又は会派に属するものの議員個人として政務活動費の交付を受ける議員若しくは会派に属さない議員に対して交付すると規定されている。A元議員は、平成27年4月19日告示、同月26日投票の寝屋川市長選挙に立候補したため、平成27年度中の寝屋川市議会議員としての期間は平成27年4月1日から同月19日までで、政務活動(同条例第6条に規定する政務活動をいう。)と認められる期間も同じである。政務活動費は、政務活動に要する経費に充てることができるものである。

当該政務活動費収支報告書等記載の拡声器が、政務活動に使用された可能性のある期間は、平成27年4月2日から同月19日までの18日間である。 当該拡声器は、購入額が83,160円で、そのうち39,715円に政務活動費が充てられている。拡声器は、寝屋川市議会政務活動費使途基準細則において音響機器として耐用年数が5年と規定されている。拡声器が政務活動費に5年間使用されるのであれば、購入額83,160円全額に政務活動費を充てることができる、という趣旨である。

しかし、当該拡声器は、耐用年数5年すなわち1,825日のうち最長で18日間しか政務活動に使用されなかったのに、購入額83,160円のうち39,715円に政務活動費が充てられている。明らかに、政務活動費を充てることができる経費の範囲を超えて、政務活動費を充てている。このような内容の

政務活動費収支報告書は、同法及び同条例に照らして、認められるものではない。

当該拡声器に関して政務活動費を充てることのできる経費の金額を計算する。政務活動での使用期間は、1,825 日のうちの 18 日である。この 18 日間は、A元議員が立候補を表明している寝屋川市長選挙直前でもあるので、政務活動のほか、政務活動以外の一般の議員活動を含む可能性があるので、寝屋川市議会政務活動費使途基準細則(資料 11)により、政務活動費を充てることができるのは、経費の 3 分の 1 である。当該拡声器の購入額 83,160 円に 18 を乗じて 1,825 で除する。更に 3 で除する。計算の結果は 273 円である。政務活動費収支報告書では拡声器に 39,715 円の政務活動費が充てられているが、政務活動費を充てることのできる金額は 273 円であるので、その差額 39,442 円が政務活動費を充てることのできない経費となり、寝屋川市の一般会計への返還が必要である。

請求人は、寝屋川市議会のすべての会派・議員の政務活動費収支報告書等を閲覧し、政務活動費の使途について調べている。平成25年度分、平成26年度分は、それぞれ翌年度の4月に1年分の政務活動費の収支報告書等が議長に提出され、閲覧請求をすると、翌年度の7月から収支報告書等が閲覧に供された。平成27年度分は、年度途中に改選があるため、平成27年5月に平成27年4月の1か月分の政務活動費の収支報告書等が議長に提出され、平成28年4月に改選後の11か月分の政務活動費の収支報告書等が議長に提出された。改選後の11か月分の政務活動費の収支報告書等が議長に提出された。改選後の11か月分の政務活動費の収支報告書等は平成28年6月30日から市役所の市民情報コーナーに開架で置かれており、市役所の業務時間内であれば誰でも閲覧できる。

請求人は、例年どおり、平成27年度1年分のすべての会派・議員の政務活動費の使途について調べようと、平成28年10月にすべての会派・議員の平成27年度(4月分)政務活動費収支報告書等を閲覧請求し、11月に閲覧したところ、A元議員の政務活動費収支報告書等の政務活動費を充てることのできない経費に政務活動費を充てた内容に気が付いた。

地方自治法第242条第2項の規定「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることが

できない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法不当なものであったとしても、いつまでも監査請求の対象となり得るとしておくことは法的安定性を損ない好ましくない、また請求権の濫用を防止することも意味して、監査請求の期限が設けられたものと思われる。

膨大な数の財務会計上の行為の中から、行為から1年以内に違法不当の 行為を特定することは、一般の住民にとって困難至極のことである。この 監査請求の件については、例年どおり1年分の政務活動費の使途を調べる 中で気づいたものによるもので、例年であれば、政務活動費収支報告書等 の提出の4月から、一般の住民が政務活動費収支報告書等を閲覧できる7 月から、1年以内の請求である。そして、地方自治法第242条第2項の趣 旨に反するものではない。

#### 2 措置請求

北川法夫寝屋川市長に対し、A元議員に交付した政務活動費のうち政務活動費を充てることのできない金額 39,442 円をA元議員が寝屋川市に返還するよう請求することを求める。

# 第2 監査の実施

#### I 対象部局

議会事務局

#### Ⅱ 請求人の陳述

平成29年1月20日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。 請求人は陳述において、請求内容の補足として、次のとおり主張した。

- (1) 請求人は、平成20年度分から毎年度、寝屋川市議会における政務調査 費又は政務活動費が適正に使われているかを調査している。
- (2) 請求人は、市議会の改選のあった平成23年度分については、1年間分の収支報告書等について平成24年6月5日に寝屋川市情報公開条例に

基づく開示請求を行い、同月25日に平成23年度(4月分)が開示され、 その後、同年10月4日及び同年11月8日の2回に分けて平成23年度(5 月~翌年3月分)が開示された。

- (3) 平成27年度(4月分)の閲覧請求の時期については、請求人の体調面の理由及び請求人が属する会の会報の平成29年3月発行の号に政務活動費の記事を掲載予定であったこと及び平成27年度から政務活動費交付額が減額されているため報告書のボリュームも減っていることから、平成29年3月発行までのスケジュールを勘案したところ、平成28年10月13日となった。
- (4) 従来は、不適切と思われる支出については、議会事務局を通じて議員 に伝え、請求人が支出が適切でないことの証拠を示すことができるもの については収支報告書の訂正が行われてきた。
- (5) 本件請求については、議員に伝えても訂正がなされないため、住民監査請求を思い立った。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

### Ⅲ 関係部局の監査等

平成29年1月6日付け監第972号により照会し、同月17日付けで回答があった。また、併せて関係職員から適宜説明等を求めた。

### IV 監查等対象事項

請求人提出の職員措置請求書及び陳述の内容から判断し、監査請求の監査 等対象事項を次のとおりとした。

- 1 地方自治法(以下「法」という。)第242条第2項の要件に照らし、本件請求が適法な監査請求であるか否かについて
- 2 A元議員に交付した平成27年度(4月分)政務活動費を充てた拡声器の 購入費用の一部に相当する金額の返還請求の必要性について

# 第3 監査の結果

# I 事実関係の確認

- 1 平成27年4月1日、当時、寝屋川市議会議員であったA元議員は、平成27年度(4月分)に係る政務活動費交付申請書を、当時、市長であった馬場好弘前市長(以下「前市長」という。)に提出した。
- 2 平成27年4月9日、前市長は、A元議員に対し、平成27年度(4月分) に係る政務活動費交付決定通知を行った。
- 3 平成27年4月9日、A元議員は、平成27年度(4月分)に係る政務活動費交付請求書を前市長に提出した。
- 4 A元議員は、平成27年4月19日告示の寝屋川市長選挙に立候補の届出をし、公職選挙法第89条及び第90条の規定により、同日寝屋川市議会議員の職を失した。
- 5 平成27年4月21日、前市長は、平成27年度(4月分)に係る政務活動 費をA元議員に交付し、同日、議会事務局次長兼課長により前金払完了報 告書が作成され、翌日の同月22日に専決された。
- 6 平成27年5月19日、A元議員は、平成27年度(4月分)政務活動費に 係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)に当該支出に 係る領収書及び帳簿(以下「領収書等」という。)を添付し議長に提出し た。
- 7 平成27年6月9日、議長は、A元議員の平成27年度(4月分)政務活動費収支報告書の写しを北川法夫市長(以下「市長」という。)に送付した。

- 8 平成 27 年 6 月 12 日、市長は、議長から送付されたA元議員の平成 27 年度 (4月分) 政務活動費収支報告書の写しの供覧を終えた。
- 9 平成28年10月13日、請求人は、全ての会派、会派個別交付議員及び無 会派議員(以下「全議員等」という。)の平成27年度(4月分)政務活動 費について、収支報告書等閲覧請求書を議長に提出した。
- 10 平成28年10月25日、議長は、政務活動費の交付申請を行わなかった議員を除く全議員等の平成27年度(4月分)政務活動費に係る収支報告書等閲覧通知を請求人に行った。
- 11 平成 28 年 11 月 1 日、請求人は、政務活動費の交付申請を行わなかった 議員を除く全議員等の平成 27 年度(4月分)政務活動費に係る収支報告書 及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)を閲覧した。

#### Ⅱ 判断

本件請求について監査等を行った結果、合議により次のとおり決定した。

- 1 監査等対象事項1について審査したところ、本件請求は、法第242条第 2項本文所定の請求期間を徒過しており、また、同項ただし書に規定する 正当な理由があると認められず、法定要件を欠く不適法なものと判断した ので却下する。
- 2 監査等対象事項2については、上記1のとおり、本件請求を却下したので、監査を行わないものと決定した。

# Ⅲ 理由

1 監査請求期間について

住民監査請求の請求期間について、法第242条第2項本文において、当該 行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするこ とができないと規定されている。

政務活動費については、法第100条第14項において、普通地方公共団体は、 条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資 するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し 交付することができると規定されている。また、同条第15項において、交 付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、収入及び支出の 報告書を議長に提出することが規定されている。

これを受けて、寝屋川市は、寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)第2条において、会派又は会派個別交付議員若しくは無会派議員(以下「議員等」という。)に対して政務活動費を交付することを規定し、条例第4条において、会派に対して各月1日における会派の所属議員数に月額45,000円を乗じて得た金額を、条例第5条において、会派個別交付議員又は無会派議員に対して各月1日に在職する議員に対し月額45,000円を交付することを規定している。また、条例第8条において、政務活動費の交付を受けた議員等は、収支報告書等を議長に提出しなければならないことを規定し、更に、寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第5条において、議長は提出された収支報告書の写しを市長に送付することを規定している。

以上のように、法、条例及び規則の規定は、市長が交付した政務活動費について議員等からその収支報告書等を議長に提出させ、その後、収支報告書の写しを議長から市長に送付することを義務付けている。これらの規定をみると、議員等への交付から市長が収支報告書の写しを収受する行為までを政務活動費の支出に係る一連の財務会計上の行為とみなすことができる。

監査対象であるA元議員の平成27年度(4月分)政務活動費についてみると、平成27年4月21日に前市長からA元議員に対し交付が行われ、同年5月19日にA元議員が議長あてに収支報告書等を提出した後、同年6月9日に議長から市長あてに当該収支報告書の写しが送付されている。

そして、市長に送付された当該収支報告書の写しについて、市長は同月 12日に供覧を終えている。 よって、遅くともこの6月12日をもって平成27年度(4月分)政務活動費の交付に係る一連の財務会計上の行為が終わったものとみなすことができることから、当該日が本件請求に係る法第242条第2項本文に規定された請求期間の始期となると考える。

したがって、本件請求は、財務会計上の行為が終わった日から1年を経 過した後にされたものとなる。

# 2 法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」について

請求人は、膨大な数の財務会計上の行為の中から、違法不当の行為を1年以内に特定することは、一般の住民にとって困難至極のことであり、本件請求に係るA元議員の支出内容については、例年どおり1年間分の収支報告書等について調査するなかで、平成28年10月に平成27年度(4月分)収支報告書等を閲覧請求し11月に閲覧したことにより知ったものであり、本件請求は、例年であれば、1年間分の収支報告書等が議長に提出される翌年度の4月(平成28年4月)あるいは、それが閲覧に供される翌年度の7月(平成28年7月)から1年以内の請求であるため、正当な理由があると主張している。

法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」とは、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであるとされている(最高裁平成14年9月12日判決)。

仮に、例年であれば、収支報告書等は翌年度の7月以降において閲覧が可能となるから、当該時期までは、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度にその政務活動費の支出の内容を知ることができなかったとする請求人の主張を認めたとしても、本件請求は請求人が主張する当該時期から少な

くとも4か月余を経過した後の平成28年12月20日にされている。過去の判例を見ると、本件請求は「相当な期間内」に行われたとは言えず、本件請求に「正当な理由」があるとは認められない(最高裁昭和63年4月22日判決、最高裁平成14年9月12日判決、最高裁平成17年12月15日判決参照)。